

順位	氏名	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	13番 吉野 正浩	1 町道上に張り出した草木の切除について	1、町道上に張り出している草木に対する苦情・通報等の状況は。 2、道路管理者（町）は、町道に張り出した草木をどのように把握し、対処しているか。特に、樹木について、どのような場合、交通に支障を及ぼすおそれがあると判断しているか。また、切除の依頼をしたことはあるか。 3、所有地脇の町道の除草を住民が行う姿を見るが、車との接触、車に石が飛んだ場合の補償、自己の怪我など気になる。善意で行う個人に対しての保険等は考えられないか。	建設課長
		2 大河ドラマ「鎌倉殿の13人」放送を契機とした魅力発信事業について	1、本町及び比企市町村推進協議会の魅力発信事業の進捗状況と今後の計画等について。 2、魅力発信事業における成果・反響等の状況は。 （例：報道取材、観光協会への各種問合せ、町ホームページへのアクセス数、谷津田米の販売など）	総務政策課長 産業振興課長
2	1番 宮島 一夫	1 町の発展の姿について	1、3年後の計画についてお聞かせ下さい。 人口並びに一般会計の規模についてお聞かせ下さい。 2、5年後の計画についてお聞かせ下さい。 人口及び一般会計の規模はどの位を予定しているかお聞かせ下さい。	総務政策課長
		2 実施計画について	1、具体的な計画があるかおしらせ下さい。	総務政策課長
3	12番 内田 敏雄	1 山林の維持管理について	滑川町の地目別土地利用構成は山林が約26%です。国は、平成31年に森林経営管理法を施行し、森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合には、市町村が森林の経営管理の委託を受け、意欲と能力のある林業経営者に再委託する、もしくは、再委託できない森林においては市町村自らが管理を実施することができるようになりました。併せて、森林環境譲与税が平成31年度から市町村へ譲与され、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てることとなっていることから、森林行政における地方自治体の役割が重要になっています。森林の多面的機能は、土砂災害等の発生リスクが低減され、地域住民の安全・安心につながる効果などが期待されます。滑川町の山林は、かつては農家などが燃料や肥料を採取する場として使われていました。1960年代以降、化石燃料や化学肥料の普及により利用用途が激減し、管理者も高齢	総務政策課長 産業振興課長 建設課長

順位	氏名	質問事項	質問の要旨	質問の相手
		<p>2 行政サービスのデジタル化について</p>	<p>化して放置されているところが目立ちます。そのためかつて山仕事の際に利用されていた林道(町道)も通行不能となっているところが多いです。そこで次のことについて伺います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、森林環境税及び森林環境譲与税の使用用途はどう考えていますか。 2、森林山村多面的機能発揮対策交付金(林野庁)の適用可能性はありますか。 3、多くの自治体が「2050年ゼロカーボンシティの表明」を行っているが、町のカーボンニュートラルに対する施策をどう考えていますか。 4、山林管理者が高齢化する中で後継問題を含めて町内の山林の管理方法についてどのように考えていますか。 5、現在、通行不能となっている(山林の中の)町道についてどのように考えていますか。 6、放置された森林が経済ベースで活用され、地域の活性化につながる可能性についてどう考えていますか。 <p>デジタル庁が発足して1年になります。マイナンバーカードに健康保険証の機能の導入も実施されました。総務省ではデジタル化による利便性の向上を国民が早期に享受できるよう、国と自治体が協力して国民の利便性向上に資する手続について、積極的にオンライン化を進めることを求めています。行政・自治体のDX(Digital Transformation(デジタル・トランスフォーメーション)推進は急務です。滑川町においてもやっと住民票のコンビニ交付が開始されると聞きました。自治体は、法令などに基づき住民の個人情報を保有しています。保有する住民の個人情報を守りながら行政サービスなどの業務を継続するためには、強固な情報セキュリティ対策が必要です。2020年に、総務省より「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」改定が発表され、業務の「効率性・利便性向上」、そして「セキュリティ確保」を両立する対策が求められています。一方で、近年のサイバー攻撃は手口が多様化しており、その被害も深刻化しています。そこで次のことについて伺います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、コンビニ交付でどのようなことができるようになりますか。いつからできるようになるのか。 2、デジタルガバメントの推進状況について説明してください。 3、町の情報セキュリティインシデントに対処するための体制や、サイバー攻撃を探知した後の対応方針はどうなっていますか。 	<p>町民保険課長 総務政策課長</p>

順位	氏名	質問事項	質問の要旨	質問の相手
			4、DXがデジタルを活用した変革であり全庁的に取り組むべきことである以上、それらリテラシーの獲得は推進のための前提と考えますが、今後の展望を教えてください。	
4	14番 阿部 弘明	1 物価高騰や新型コロナ急拡大に対して住民・農業、事業者の支援を 2 インボイス制度導入の懸念と町の対応、考え方	<p>畜産、酪農の飼料が20%～30%高騰しています。また、燃料費の値上がりも続いています。このままでは離農する農家・酪農家が増えてしまうのではないかと心配です。他の市町村では支援策が広がっています。イチゴ栽培が盛んな吉見町では「原油価格高騰対策施設園芸農家支援事業補助金」事業が行われ8月31日まで「リッター20円」が補助されました。滋賀県の近江八幡市ではニワトリ10羽500円、乳用雌牛など一頭1000円の補助をすることになり大変喜ばれています。国は地方創生臨時交付金が地域の実情に応じて幅広く活用できるとしています。農業を基幹産業とする滑川町での支援策をお伺いします。</p> <p>物価高騰が続いています。食料品や電気・ガスなどの値上がりは低所得者ほど負担増になります。物価高騰から暮らしを守るための支援が必要です。水道代の引き続きの減免や電気代補助、給付事業など支援策について検討すべきです。</p> <p>コロナ支援金を受けた方の国保税が増額し困っている方が多くなっています。国や町が支給する支援金が課税対象になるためです。しかし、国保税の「コロナ減免」の条件には昨年の支援金は収入に含めないとなっています。そのため、コロナ減免の対象にならないのです。町独自の地方創生臨時交付金を使った特例減免求めます。また、国保加入者のコロナ感染者への傷病手当金が支給され適用期間が9月31日まで延長されました。さらなる延長が必要と考えます。</p> <p>国税庁は32万業者にインボイス発行事業者登録を促す文書を送り、登録申請するかアンケートを申請書と送りつけています。しかし、7月末時点での登録は81万件で対象の7%に留まっています。それは「新たに発生する消費税の負担増」しかし、「このままでは取引先との取引が継続できなくなる」という不安。さらに、「プライバシーが侵害され個人情報が営利企業に渡される」などの不安があります。</p> <p>財務省はインボイス登録について「取引先による一方的な要請は…独占禁止法(優先的地位の乱用)上問題になる恐れがある。取引先に『登録するかは検討中』と伝えよく話し合ってもらいたい」としています。</p>	<p>産業振興課長 福祉課長 町民保険課長</p> <p>税務課長 高齢介護課長 総務政策課長</p>

順位	氏名	質問事項	質問の要旨	質問の相手
		<p data-bbox="395 1339 592 1458">3 教諭の多忙化と改善策について</p> <p data-bbox="395 1921 592 2040">4 保育士の処遇改善へ町の施策を</p>	<p data-bbox="624 165 1334 741">消費税の本質的な課税基準は「課税売り上げ額から課税仕入れ額を控除した金額」と規定されています。売り上げから仕入れや経費を差し引いた付加価値に税金をかけるものであり「仕入れ税額控除」ができればならないものです。ところが国税庁は「インボイス(適格請求書)がなければ仕入れ税額控除は認めない」としています。これでは消費税制度の骨格を崩すこととなります。財務省は「インボイス導入は複数税率のもとで適正な課税を行うため」としてきましたが、具体的な不適正事例については示せませんでした。そもそも、消費税が預かり金と理解するのは誤りです。これは裁判でも判決で「消費税は物価の一部であり「預り金」ではない」としているのです。</p> <p data-bbox="624 752 1334 965">消費税の滞納は他の税金と比べてもダントツに多いことから消費税を価格に転嫁ができない業者がいかに多いかということです。弱小の事業者がこのような消費税事業者になるとさらに滞納者が増えてしまうのではないのでしょうか。</p> <ul data-bbox="624 976 1334 1279" style="list-style-type: none"> ・町内で影響を受ける事業者、農業者やフリーランスは何人か。 ・シルバー人材センターへの影響額について。 ・町から商品やサービスを仕入れている事業者インボイスを発行しなければならなくなる。また、町が契約している業者でインボイス制度に登録しなければならなくなる事業者が出てくるなど対応について。 <p data-bbox="624 1339 1334 1771">2021年の県内の公立学校の調査では時間外勤務が月45時間を超えたのは小学校で61.8%、中学校で69.3%。月80時間を超えたのは小学校12.5%、中学校25.7%など依然深刻です。その要因としてあげられているのが「デジタル化による新業務」「非正規教職員の割合が増え継続的な仕事を任せにくく正規雇用の仕事に偏る」と指摘されています。その結果、公立小中学校の教員の6割強が「この2年ほどの間に辞めたいと思ったことがある」と回答しています。教員のこのような労働環境では子どもたちへの影響が心配されます。</p> <ul data-bbox="624 1783 1334 1861" style="list-style-type: none"> ・町の教職員の労働実態についてお伺いします。 ・その改善策の検討についてあればお伺いします。 <p data-bbox="624 1921 1334 2130">愛知県の社会福祉法人の理事長が「保育情報」誌に投稿しています。保育園の共通した悩みは第一に「保育士が確保できない」。仕方なく派遣会社に依頼すると紹介手数料は平均769,000円。離職率が高い。さらに、1～3年での退職が多いため職員を育てる時間も余裕もないことが挙</p>	<p data-bbox="1366 1339 1541 1413">教育委員会事務局長</p> <p data-bbox="1366 1921 1477 1951">福祉課長</p>

順位	氏名	質問事項	質問の要旨	質問の相手
		5 戦争遺跡の保存について	<p>げられます。中堅職員となっても労働環境と家庭との両立難しく悩んでいる。その原因の一つが「公定価格」が低すぎるといふ大本の問題があります。このような保育所の実態を踏まえると町としての支援が必要だと考えます。①保育所の実態把握について②「民間保育園運営費補助」がなくした経過と同補助の復活又は新たな保育所支援策について考えは</p> <p>町内には戦時中に起こされた様々な記録や遺跡が今なお存在しています。これらを何らかの方法で保存し後世に「戦争遺跡」として残すことを検討していただきたいと考えます。</p>	総務政策課長
5	5番 上野 葉月	<p>1 宮前小学校の遠距離通学</p> <p>2 総合体育館の開放</p>	<p>遠距離通学の解消には、4つの案があると考えています。</p> <p>1 森林公園駅南側の小学校用地として取得した土地に小学校を新設する</p> <p>2 東松山市立青鳥小学校及び唐子小学校への区域外通学の再実現</p> <p>3 通学バスの運行</p> <p>4 電車通学（町内学区の柔軟化による学校選択制）</p> <p>1, 2の案は、長期的な解決策として検討すべき方法とし、今現在遠距離通学を余儀なくされている子どもと家庭のための解決策として3, 4を実現すべきと考えます。</p> <p>宮前小学校では今年7月も猛暑を理由に、保護者によるお迎え通学の方法が急に連絡され、1学期終了まで保護者お迎えが続きました。これに対応するには、かなりの負担が生じる家庭もあり、宮前小学校の学童利用の増加はこのような方法の実行と無関係ではありません。コスト重視による遠距離通学の放置は、結局は学童利用の増加というコスト増につながってきているのが現状です。</p> <p>『保護者の送迎を前提としない通学』を実現することは、行政の責務でありコストを理由に無作為を通せることはありません。</p> <p>子どもと保護者にかけている負担を認識し、その責任が町政にあると認識したうえでの答弁を望みます。</p> <p>町で唯一の総合体育館が新型コロナウイルス感染症のためのワクチン接種会場として使用され、運動や交流等のために使用できなくなって1年以上たちます。もう「臨時」とはいえない期間です。町民の体力づくりに、また交流の場として使用頻度の高い施設が、本来の目的のために使えない状態は解消すべきです。総合体育館のワクチン集団接種会場としての使用をやめて、体育館としての</p>	<p>教育委員会事務局長</p> <p>健康づくり課長</p>

順位	氏名	質問事項	質問の要旨	質問の相手
		<p>3 防災無線の目的は</p> <p>4 役場庁舎内でのマスク着用とアクリル板設置</p>	<p>通常使用に戻す時期の見通しを伺います。また、「臨時使用」の期限を伺います。</p> <p>防災無線で、新型コロナウイルス感染症の発生から2年半を越した現在でも、新型コロナウイルス感染症への注意喚起を放送している。緊急性が継続しているのか疑問です。</p> <p>①防災無線で流す内容の取決めを伺います</p> <p>②どのような状態になったら、新型コロナウイルス感染症への注意喚起の放送を停止するのか、判断基準を伺います</p> <p>③現在放送している新型コロナウイルス感染症への注意喚起は、誰に対して、どのような効果を期待して行っているかを伺います</p> <p>④2021-2022年の自殺者数は増加しています。コロナ鬱やコロナ渦による経済苦との関連性はあると考えるべきです。そのような人たちが自宅にいて放送を聞くことは心理的負担となります。そのような影響への認識をされているか、また配慮すべきと考えているかを伺います。</p> <p>新型コロナウイルス感染症(covid-19)の発生以来、役場庁舎内ではマスクの着用が求められています。2020年の発生当時に比べ、この感染症についてのデータも蓄積され、健康な人の致死率が特段に高い感染症ではないことも死亡者数の統計により判明しています。また多くの方が陽性者を経験する中で生死に関わるほどの感染症ではないことを体感していると思います。</p> <p>①役場庁舎内では今もマスクの着用を求めています。併せて法的根拠の有無も伺います。</p> <p>②マスクを着用したくない人の意思が尊重されるかを伺います</p> <p>③役場庁舎内カウンターではアクリル板を設置していますが、これは何のために設置しているかを伺います</p> <p>④どのような状況になったら、マスク着用をお願いをやめるかを伺います。</p> <p>⑤どのような状況になったら、アクリル板の使用をやめるかを伺います。</p> <p>上記をお答えいただくにあたり、対策の一貫性や整合性を考えた上での、回答をお願いします。</p>	<p>総務政策課長 健康づくり課長</p> <p>総務政策課長</p>